松江市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

松江市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年松江市条例第330号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	区域	名称	区域
母衣町中央地区地区計画	<u>平成30年松江市告示第183号</u>に定める松江圏都市計画母衣町中央地区地区計画の区域	母衣町中央地区地区計画	<u>平成3年松江市告示第13号</u>に定める松江圏都市計画母衣町中央地区地区計画の区域
湖南テクノパーク地区計画	<u>平成29年松江市告示第432号</u>に定める松江圏都市計画湖南テクノパーク地区計画の区域	湖南テクノパーク地区計画	<u>平成18年松江市告示第8号</u>に定める松江圏都市計画湖南テクノパーク地区計画の区域
クレアヒル松江地区計画	<u>令和3年松江市告示第524号</u>に定める松江圏都市計画クレアヒル松江地区計画の区域	クレアヒル松江地区計画	<u>平成18年松江市告示第244号</u>に定める松江圏都市計画クレアヒル松江地区計画の区域
略		略	
田和山地区計画	<u>平成22年松江市告示第347号</u>に定める松江圏都市計画田和山地区計画の区域	田和山地区計画	<u>平成15年松江市告示第184号</u>に定める松江圏都市計画田和山地区計画の区域
略		略	
玉造上地区地区計画	<u>平成5年玉湯町告示第11号</u>に定める松江圏都市計画玉造上地区地区計画	玉造上地区地区計画	<u>平成3年玉湯町告示第4号</u>に定める松江圏都市計画玉造上地区地区計画
略		略	
大手前通り地区計画	<u>平成30年松江市告示第186号</u>に定める松江圏都市計画大手前通り地区計画の区域	大手前通り地区計画	<u>平成19年松江市告示第28号</u>に定める松江圏都市計画大手前通り地区計画の区域

略	
乃白北地区計画	平成30年松江市告示第187号に定める松江圏都市計画乃白北地区計画の区域
出雲郷東灘・揖屋町西新西地区地区計画	平成30年松江市告示第184号に定める松江圏都市計画出雲郷東灘・揖屋町西新西地区地区計画の区域
出雲郷南地区地区計画	平成30年松江市告示第185号に定める松江圏都市計画出雲郷南地区地区計画の区域
東出雲工業団地地区地区計画	平成22年東出雲町告示第81号に定める松江圏都市計画東出雲工業団地地区地区計画の区域
略	
春日地区地区計画	平成24年松江市告示第74号に定める松江圏都市計画春日地区地区計画の区域
略	
法吉二反田地区計画	令和7年松江市告示第195号に定める松江圏都市計画法吉二反田地区計画の区域
大庭向山地区計画	令和7年松江市告示第196号に定める松江圏都市計画大庭向山地区計画の区域
東津田工業団地地区計画	令和7年松江市告示第197号に定める松江圏都市計画東津田工業団地地区計画の区域

別表第2(第3条、第4条関係)

(あ)		(い)	(う)
地区の名	街区の区		

略	
乃白北地区計画	平成22年松江市告示第371号に定める松江圏都市計画乃白北地区計画の区域
出雲郷東灘・揖屋町西新西地区地区計画	平成9年東出雲町告示第20号に定める松江圏都市計画出雲郷東灘・揖屋町西新西地区地区計画の区域
出雲郷南地区地区計画	平成14年東出雲町告示第41号に定める松江圏都市計画出雲郷南地区地区計画の区域
東出雲工業団地地区地区計画	平成15年東出雲町告示第81号に定める松江圏都市計画東出雲工業団地地区地区計画の区域
略	
春日地区地区計画	平成19年東出雲町告示第50号に定める松江圏都市計画春日地区地区計画の区域
略	

別表第2(第3条、第4条関係)

(あ)		(い)	(う)
地区の名	街区の区		

称	分			称	分		
略				略			
クレアヒル松江地区計画区域	流通卸売業務ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5メートル以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から1.5メートル以上の距離とする。	クレアヒル松江地区計画区域	流通卸売業務ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から 1.5m以上の距離とする。
	産業ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5メートル以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から1.5メートル以上の		産業ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から 1.5m以上の

			距離とする。				距離とする。
	スポーツ振興ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5メートル以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から1.5メートル以上の距離とする。		スポーツ振興ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から 1.5m以上の距離とする。
	公共施設ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5メートル以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から1.5メートル以上の距離とする。		公共施設ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から 1.5m以上の距離とする。

田和山地区計画区域	商業施設地区	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次に掲げる道路境界線までの距離は1.0メートル以上とする。ただし、道路境界線に沿って法面がある時は、法肩から1.0メートル以上の距離とする。 (1)　都市計画道路3.2.2出雲郷松江線 (2)　法第42条第1項第4号道路浜乃木乃木福富区画中央線
	複合施設地区	略	
	教育施設地区		
略			
立丁東地区計画区域		略	建築物の外壁若しくはこれに代わ

田和山地区計画区域	商業施設地区	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次に掲げる道路境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、道路境界線に沿って法面がある時は、法肩から1.0m以上の距離とする。 (1)　都市計画道路3.2.2出雲郷松江線 (2)　法第42条第1項第4号道路浜乃木乃木福富区画中央線
	複合施設地区	略	
	教育施設地区		
略			
立丁東地区計画区域		略	建築物の外壁若しくはこれに代わ

			る柱又は高さ2.0メートル以上の門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は1.0メートル以上とする。				る柱又は高さ 2.0m 以上の門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は1.0m 以上とする。
乃白田和地区計画区域	医療・健康福祉ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0メートル以上とする。	乃白田和地区計画区域	医療・健康福祉ゾーン	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m 以上とする。
	複合ゾーン(A)	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0メートル以上とする。		複合ゾーン(A)	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m 以上とする。
	複合ゾーン(B)	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は		複合ゾーン(B)	略	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は

			1.0メートル以上とする。				1.0m以上とする。
大庭向山地区計画区域	住宅地ゾーン	次に掲げる建築物以外のもの 法別表第2(は)項に掲げるもの(店舗、飲食店その他これらに類する施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるものを除く。)	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離(道路境界線に沿って法面があるときは、法肩からの距離)は1.0メートル以上とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 車庫、屋外物置その他こ				

			れらに類する用途に供し、独立棟の軒の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの	
	業務地ゾーン	次に掲げる建築物 (1)　法別表第2(へ)項に掲げるもの (2)　ホテル又は旅館 (3)　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施行令第130条の6の2で定める運動施設	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離(道路境界線に沿って法面があるときは、法肩からの距離)は1.0メートル以上とする。	

		(4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎 (9) 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場(法別表第2(と)項第3号に掲げる事業(出力等除外条件が		

		あるものにあってはその除外条件を除く。)を営む工場)		
東津田工業団地地区計画区域	事業ゾーン	次に掲げる建築物(専ら従業員の福利厚生施設等の用に供する建築物(居住の用に供するものを除く。)を除く。) (1) 法別表第2(わ)項に掲げるもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 公衆浴	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(道路境界線に沿って法面があるときは、法肩からの距離)は1.0メートル以上とする。	

		場 (5)　診療所 (6)　保育所 (7)　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8)　自動車教習所	
	福祉ゾーン	保育所・児童厚生施設その他これらに類するもの以外のもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(道路境界線に沿って法面があるときは、法肩からの距離)は1.0メートル以上とする。
	駐車場ゾーン	全ての建築物	

別表第3(第3条—第5条関係)

(あ)		(い)	(う)	(え)
略				
法　吉	住　宅	次に掲げる	建築物の	建築物の

別表第3(第3条—第5条関係)

(あ)	(い)	(う)	(え)
略			

二反田地区計画区域	地ゾーン	建築物以外のもの (1)　住宅 (2)　住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち施行令第130条の3に定めるもの (3)　共同住宅 (4)　前各号の建築物に附属する車庫、屋外物置など	外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離（道路境界線に沿って法面があるときは、法肩からの距離）は1.0メートル以上とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。 (1)　床面積に算入されない出	高さの最高限度10.0メートル以下
	複合地ゾーン	次に掲げる建築物以外のもの (1)　法別表第2(い)項に掲げるもの		

		(2) 店舗、飲食店その他これらに類する施行令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (3) 前号の建築物に附属する車庫、屋外物置など	窓 (2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の軒の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの		

附　則

この条例は、公布の日から施行する。